

訴訟代理人弁護士を選任及び報酬に関する指針

令和3年4月1日

(趣旨)

第1条 この指針は、県民利益の最大化を図りつつ、本県の県政執行に関する訴訟に対処するため、訴訟代理人弁護士を選任方法に関し必要な事項を定めるものとする。

(選任)

第2条 訴訟代理人弁護士は、事件に係る法令、法律事務及び訴訟に最も精通する者を知事が選任する。

(任期)

第3条 訴訟代理人弁護士に係る契約は、事件ごとに委任契約を締結し、原則として委任事件の終了するときまでとする。

(職務)

第4条 訴訟代理人弁護士は、訴訟の追行及び訴訟の追行に伴い必要な助言若しくは支援を県に対し行うものとする。

2 訴訟代理人弁護士は、その職務上知り得た秘密を他に漏らし、又は利用してはならない。

(報酬)

第5条 訴訟代理人弁護士の報酬は、着手金及び成功報酬によるものとし、事件ごとに次の表のとおりとする。この場合においては、可能な限り低廉な金額となるよう契約の相手方と交渉するものとし、特に着手金については最小の経費となるよう努力するものとする。

区分	着手金	報酬金
軽易な事件	25万円	着手金の倍額。ただし、経済的利益が確保できない場合は着手金と同額
通常の事件	50万円	
事件に係る経済的利益の額が大きい事件（概ね1億円以上のもの） その他の困難な事件	旧日本弁護士連合会報酬等基準に基づき算定した額を上回らない額	経済的利益が確保された場合、事件に係る経済的利益の額を基準として、旧日本弁護士連合会報酬等基準に規定する計算方法に基づき算定した報酬の額の合計額から訴訟代理委任契約締結後に実際に支払った着手金を除した額

※県営住宅使用料の滞納者に係る訴訟等の軽微な事件については、上記の限りではない。

※消費税及び地方消費税を除く。

- 2 調停事件は、訴訟事件の着手金及び報酬金のそれぞれの額を3分の2に減額するなど、訴訟以外の事案については、旧日本弁護士連合会報酬等基準の減額の考え方に準じるものとする。

（その他）

第6条 契約に関して必要な事項については、別に定める委任契約書雛型を基本として、相手方と交渉して定める。

- 2 この指針に定めるもののほか、必要な事項は知事が定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この指針は、令和3年4月1日以降の訴訟代理人弁護士の選任について、適用する。

（経過措置）

- 2 この指針の適用の際、現に継続している訴訟の訴訟代理人については従前のおりとする。
- 3 前項の訴訟に係る報酬については訴訟代理人弁護士と協議して定める。